



東北運輸局福島運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

令和3年3月29日
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

会津若松市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し 輸送施設の使用停止命令等を発しました。

令和2年10月14日及び同年11月5日に東北運輸局福島運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：会津交通 株式会社 代表取締役 吉田 正寿
(法人番号：7380001017123)
会津若松市東栄町1番地83号

営業所：町北営業所
会津若松市町北町大字中沢字平沢181-1

2. 行政処分等年月日 令和3年3月23日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

令和3年3月29日から令和3年4月7日(6両×10日)

令和3年3月29日から令和3年4月6日(10両×9日)

(2) 文書警告

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

①運賃料金変更事前届出違反

(道路運送法第9条の2第1項)

②事業計画の事前変更届出違反

(道路運送法第15条第3項)

③事業計画に定める業務の確保違反

(道路運送法第16条第1項)

④点呼の実施違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)

(2) 文書警告

①運送引受書の交付違反 (記載事項の不備)

(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

②点呼の記録違反 (記載事項の不備)

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門
担当：木内、大友

TEL：024-546-0345